

# 令和5年第3回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和5年10月3日提出 追加議案第1号、追加報告第1号)

# 付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負 契約について	市 長	P 3
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の 決定及び和解）	”	P 4

## 追加議案第 1 号

### 橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負契約について

令和 5 年 9 月 15 日条件付き一般競争入札に付した橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）について、下記のとおり請負契約を締結するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）                          |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札                                   |
| 3 契約金額   | 180,400,000 円                                |
| 4 契約の相手方 | 栃木県さくら市氏家 2544 番地<br>岡村建設株式会社<br>代表取締役 岡村 昌仁 |

令和 5 年 10 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 10 月 3 日提出

さくら市長 花塚隆志

## 専決処分第 8 号

### 専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月 6 日

さくら市長 花塚隆志

市は、道路の管理瑕疵により物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

#### 1 損害賠償の相手方

住所 栃木県那須郡那珂川町小川 3740 番地 3

氏名 荒川 智和

#### 2 事故の概要

さくら市上阿久津地内、市道 U1-17 号において、令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 4 時 00 分頃、荒川智和氏が自家用車で当該道路を走行中、車道上に建設課設置の看板が落下しており、車両で通過した際に、その看板が跳ね上がり、車両側面を損傷させた。

#### 3 損害賠償の額

8,316 円